

福岡県公報

令和七年五月二日
第五百九十二号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示 (行財政支援課) ……………一

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

(行財政支援課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規程(平成十二年五月二十九日福岡県選挙管理委員会告示第五十号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 選挙に関する区域(第三条・第四条)

第三章 選挙人名簿(第五条―第八条)

第四章 在外選挙人名簿(第九条―第十一条)

第五章 投票(第十二条―第二十四条)

第五章の二 期日前投票(第二十四条の二)

第六章 不在者投票(第二十五条―第二十八条)

第七章 在外投票(第二十九条―第二十九条の二)

第八章 開票(第三十条―第三十六条)

第九章 選挙会及び選挙分会(第三十七条―第三十九条)

第十章 選挙を同時に行うための特例(第四十条)

第十一章 補則(第四十一条―第四十四条)

附則

第二十六条の次に次の一条を加える。

(仮投票用封筒等の印)

第二十六条の二 規則別記第九号様式に規定する仮投票用封筒、規則別記第十一号様式に規定する不在者投票用外封筒、規則別記第十三号様式の七に規定する郵便等投票用外封筒及び規則別記第十三号様式の七の三に規定する特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒に押すべき県の委員会の印は、刷込み式とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月福岡県選挙管理委員会規程第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「その都度、県の委員会が定める。この場合において、法第百四十二条第二項に係る証紙の様式については、」を削る。
第十条の四を次のように改める。

第十条の四 市町村の委員会が掲示場の区画に表示する番号は、市町村を通じて統一区

画番号として、右側に表題を設けた場合は、区画の右上段を一、その下段を二とし、順次左へ上段から下段の順に、左側に表題を設けた場合は、左上段を一、その下段を二とし、順次右へ上段から下段の順に一連番号を表示しなければならない。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 出納責任者等諸届出様式等

第三十六条の二 法第百八十条第三項、第百八十二条第一項及び第百八十三条第二項の規定による出納責任者並びに職務代行者の選任又は異動届出は別記第二十一号様式に準じて作成した文書により行わなければならない。

2 法第百八十条第四項及び第百八十二条第二項の規定による推薦届出者が出納責任者を選任した場合における候補者の承諾証明書並びに出納責任者の解任又は辞任による異動のあつた場合公職の候補者の承諾のあつた事を証すべき書面は別記第二十一号様式の二に準じてこれを作成しなければならない。

3 法第百八十条第四項の規定による推薦届出者の代表者たるべきことを証すべき書面は別記第二十一号様式の三に準じてこれを作成しなければならない。

4 法第百八十二条第二項の規定による解任又は辞任の通知のあつたことを証すべき書面は別記第二十一号様式の四に準じてこれを作成しなければならない。

5 法第百八十六条の規定による明細書は別記第二十一号様式の五に準じてこれを作成しなければならない。

第三十七条中「別記第二十号様式の二」を「別記第二十二号様式」に改める。

第三十八条第二項中「第二十号様式の三」を「別記第二十三号様式」に改める。

第三十九条第一項中「別記第二十号様式の四」を「別記第二十四号様式」に改める。

第三十九条の三第一項中「別記第二十号様式の五」を「別記第二十五号様式」に改める。

第三十九条の四中「別記第二十号様式の六」を「別記第二十六号様式」に改める。

第三十九条の五第一項中「別記第二十号様式の七」を「別記第二十七号様式」に改める。

第四十条中「別記第二十一号様式」を「別記第二十八号様式」に改める。

第四十四条第二項中「第二十二号様式」を「別記第二十九号様式」に改め、同条第三

項中「第二十二号様式の二」を「別記第三十号様式」に改め、同条第四項中「別記第二十三号様式」を「別記第三十号様式の二」に改める。

第四十五条の三中「別記第二十六号様式」を「別記第三十一号様式」に改める。

第四十五条の四中「別記第二十七号様式」を「別記第三十二号様式」に改める。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 この規程で定める様式については、横書とすることができる。

第三号様式中「第11号様式」を「第3号様式」に改める。

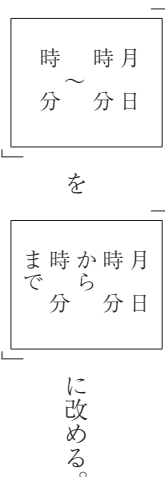
第三号様式の二中「第11号様式の2」を「第3号様式の2」に改める。

第三号様式の三中「第11号様式の3」を「第3号様式の3」に改める。

第四号様式中「第11号様式」を「第4号様式」に改める。

第五号様式の五中「第11号様式の5」を「第5号様式の5」に改める。

第六号様式の二及び第六号様式の三中



第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式」に改める。

第七号様式の二中「第7号様式の2」を「第7号様式の2」に改める。

第十二号様式中「第11号様式」を「第12号様式」に改める。

第十三号様式中「第11号様式」を「第13号様式」に改める。

第十九号様式の備考二中「A列4番」を「A列三番」に改め、同備考二に次のただし書を加える。

ただし、市区町村の選挙管理委員会において、各投票所内の投票の記載をする場所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することができるものとする。

第十九号様式の二の備考三中「A列4番」を「A列三番」に改め、同備考三に次のただし書を加える。

ただし、市区町村の選挙管理委員会において、各投票所内の投票の記載をする場所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することができるものとする。

第十九号様式の三の備考二中「A列4番」を「A列三番」に改め、同備考二に次のた
だし書を加える。

ただし、市区町村の選挙管理委員会において、各投票所内の投票の記載をする場
所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することがで
きるものとする。

第十九号様式の四の備考四中「縦22mm＋政党数×22.5mm、横482mm」を「縦440mm×横420mm
」に改める。

第十九号様式の五その一の備考二中「A列4番」を「A列三番」に改め、同備考二に
次のただし書を加える。

ただし、市区町村の選挙管理委員会において、各投票所内の投票の記載をする場
所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することがで
きるものとする。

第十九号様式の五その二の備考三中「A列4番」を「A列三番」に改め、同備考三に
次のただし書を加える。

ただし、市区町村の選挙管理委員会において、各投票所内の投票の記載をする場
所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することがで
きるものとする。

第十九号様式の五その三の備考二中「A列4番」を「A列三番」に改め、同備考二に
次のただし書を加える。

ただし、市区町村の選挙管理委員会において、各投票所内の投票の記載をする場
所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することがで
きるものとする。

第十九号様式の五その四の備考四中「縦22mm＋政党数×22.5mm、横482mm」を「縦440mm×
横420mm」に改める。

第二十七号様式中「第27号様式」を「第32号様式」に改め、同様式を第三十二号様式
とする。

第二十六号様式中「第26号様式」を「第31号様式」に改め、同様式を第三十一号様式
とし、第二十四号様式及び第二十五号様式を削る。

第二十三号様式中「第23号様式」を「第30号様式の2」に改め、同様式を第三十号様

式の一とする。

第二十二号様式の二中「第21号様式の二」を「第30号様式」に改め、同様式を第
三十号様式とする。

第二十二号様式中「第21号様式」を「第29号様式」に改め、同様式を第二十九号
様式とする。

第二十一号様式中「第21号様式」を「第28号様式」に改め、同様式を第二十
八号様式とする。

第二十号様式の七の次に次の五様式を加える。

公職選挙法第百八十条第三項、第百八十二条第一項及び第百八十二条第二項の規定による届出様式

出 納 責 任 者
(出納責任者職務代行者)
選 任 (異動) 届

一 何年何月何日執行の何選挙

二 候補者氏名

三 出納責任者(出納責任者職務代行者)

	新		旧
	氏名	生年 月日	職業 住所
選任(職務代行者を始めた)			
異動(職務代行者を止めた)			
年 月 日			
備 考			

右のとおり公職選挙法第百八十条第三項(第百八十二条第一項(異動の場合の届出)(第百八十二条(職務代行者の届出))の規定により届け出ます。

年 月 日

出納責任者の選任者何 候補者 氏名
推薦届出者(代表者)

何県(市町村)選挙管理委員会
委員長 氏 名 殿

備 考

一 該当しない字句は抹消すること。
二 公職選挙法第百八十二条第三項の適用については、その事実又は事由を備考欄に記載すること。
三 出納責任者の選任者が本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者の選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第二十一号様式

第二十一号様式之二

何年何月何日

何候補者

氏

名

右の者を何年何月何日執行の何選挙における選挙運動の出納責任者に(を)選任(解任)することを承諾したことを証明します。

証 明 書

(選任「解任」する者)

住 所

氏

名

生年月日

る承諾証明書様式

公職選挙法第百八十条第四項及び第百八十二条第二項の規定によ

第二十一号様式の三

何年何月何日

であることを証明します。

右の者は何年何月何日執行の何選挙何候補者何某推薦届出代表者

推薦届出代表者証明書

公職選挙法第百八十条第四項の規定による推薦届出代表者証明書

住所

氏

名

同

推薦届出者

氏

氏

名

名

第二十一号様式 of 四

公職選挙法第百八十二条第二項の規定による証明書様式

証明書

一 何年何月何日執行の何選挙

二 何候補者氏名

三 解任(辞任)した出納責任者氏名

四 解任(辞任)の通知受領年月日 何年何月何日

五 解任(辞任)の事由 何々

右の通り通知のあつたことを証明します。

何年何月何日

解任された出納責任者

(何候補者)

氏

名

第二十一号様式の五

氏名
何候補者氏名出納責任者

住所
氏名
(寄附を受けた者の)

何年何月何日

す。

右のとおり公職選挙法第百八十六条第一項(第二項)の規定により届け出ま

年月日						寄附目的の	
金銭又は 見積	金銭						
	金銭以外						
	計						
	氏名又は 団体名						
寄附をした者	事務所又は主たる 所在地						
	職業						

二 寄附

一 何候補者氏名

一 何年何月何日執行の何選挙

寄附受領明細書

公職選挙法第百八十六条の規定による明細書様式

第二十号様式の七中「第二十号様式の七」を「第二十七号様式」に改め、同様式を第二十七号様式とする。

第二十号様式の六中「第二十号様式の六」を「第二十六号様式」に改め、同様式を第二十六号様式とする。

第二十号様式の五中「第二十号様式の五」を「第二十五号様式」に改め、同様式を第二十五号様式とする。

第二十号様式の四中「第二十号様式の四」を「第二十四号様式」に改め、同様式を第二十四号様式とする。

第二十号様式の三中「第二十号様式の三」を「第二十三号様式」に改め、同様式を第二十三号様式とする。

第二十号様式の二中「第二十号様式の二」を「第二十二号様式」に改め、同様式を第二十二号様式とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（公職選挙法に基づく選挙運動に関する出納責任者等諸届出様式についての廃止）

第二条 公職選挙法に基づく選挙運動に関する出納責任者等諸届出様式について（昭和二十五年五月八日選管第二百五十二号）は、廃止する。